**同意書**

**【夜間の部の利用】・【就労等証明の省略】・【料金区分B又はC】　を希望する方は提出してください**

以下に記載の確認事項をよくお読みいただき、同意する項目にチェック（○や✔）の上、ご署名をお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| **確認事項** | **該当項目** |
| １ | 【夜間の部の利用を希望する方】就労状況などの確認のため、必要に応じて、教育委員会が雇用主その他の関係先に確認することに同意します（現地確認を含む）。また必要に応じて、教育委員会が児童及び児童と同居する方の住民登録関係情報、児童扶養手当等の受給状況を、本市の関係機関に調査・照会することに同意します。 |  |
| ２ | 【就労等の証明書類の省略を希望する方】就労などにより午後５時以降に家庭にいないことを証明するものについては、有効期限内のものを、下記児童の保育園等または子どもルームの入所申込若しくは現況調査において、該当する書類を保健福祉センターこども家庭課に提出済みのため、教育委員会が同課より写しの提供を受けることに同意します。保育園等名または　　　　　　　　　　　　　児童子どもルーム名　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　 |  |
| ３ | 【料金区分Ｂ又はＣを希望する方】料金区分Ｂ又はＣを希望します。それにあたり、必要に応じて、教育委員会が児童及び児童と同居する方の住民登録関係情報、市民税課税状況、生活保護受給状況及び児童扶養手当の受給状況について、本市の関係機関に調査・照会することに同意します。 |  |

（あて先）千葉市教育委員会教育長

私は、児童が千葉市アフタースクールを利用するにあたり、確認事項について上記のとおり同意します。

（署名欄）

同意年月日　　令和　　　　年　　　　月　　 　日

住　　　所　　千葉市　　　　　区

氏　　　名

* **児童と生計を同一にする保護者及び１５歳以上の同居人全員の署名が必要です。**
* 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

**同意書**

**【夜間の部の利用】・【就労等証明の省略】・【料金区分B又はC】　を希望する方は提出してください**

**記載例**

以下に記載の確認事項をよくお読みいただき、同意する項目にチェック（○や✔）の上、ご署名をお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| **確認事項** | **該当項目** |
| １ | 【夜間の部の利用を希望する方】就労状況などの確認のため、必要に応じて、教育委員会が雇用主その他の関係先に確認することに同意します（現地確認を含む）。また必要に応じて、教育委員会が児童及び児童と同居する方の住民登録関係情報、児童扶養手当等の受給状況を、本市の関係機関に調査・照会することに同意します。 | 〇 |
| ２ | 【就労等の証明書類の省略を希望する方】就労などにより午後５時以降に家庭にいないことを証明するものについては、有効期限内のものを、下記児童の保育園等または子どもルームの入所申込若しくは現況調査において、該当する書類を保健福祉センターこども家庭課に提出済みのため、教育委員会が同課より写しの提供を受けることに同意します。**取寄せにより省略可能となる就労証明書は、取得から３ヶ月以内のものに限ります。**保育園名または　　　　　　　　　　　　　　児童子どもルーム名　　　千葉保育所　　　　　　氏名　　千葉　緑子　　　　 | 〇 |
| ３ | 【料金区分Ｂ又はＣを希望する方】料金区分Ｂ又はＣを希望します。それにあたり、必要に応じて、教育委員会が児童及び児童と同居する方の住民登録関係情報、市民税課税状況、生活保護受給状況及び児童扶養手当の受給状況について、本市の関係機関に調査・照会することに同意します。 |  |

（あて先）千葉市教育委員会教育長

私は、児童が千葉市アフタースクールを利用するにあたり、確認事項について上記のとおり同意します。

（署名欄）

同意年月日　　令和　5　年　１１　月　８ 日

住　　　所　　千葉市中央区　千葉港1-1　千葉市役所　7階

氏　　　名　　　千葉　稲男　　　　　　千葉　稲子　　　　　　千葉　祖父男

　千葉　祖母子

* **児童と生計を同一にする保護者及び１５歳以上の同居人全員の署名が必要です。**
* 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

**<同意をいただいた場合であっても、状況により必要書類等の提出をお願いすることがあります>**

※料金区分B又はCを希望する方で、調査・照会の結果市民税所得割額が確認できない場合は、令和５年度市区町村民税課税証明書等の提出が必要です。（令和５年１月２日以降に千葉市内へ転入した場合等）

※ひとり親家庭の方で児童扶養手当の受給がない又は確認できない場合は、ひとり親家庭であることの証明書類（戸籍謄本の写し等）が必要です。